

～医療機関の皆さまへ～

新型コロナウイルスと闘う医療従事者をサポートします。（宿泊費の助成制度）

県内の医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れ・外来診療・検査を行う医療機関において従事する医療従事者が、深夜にまで及ぶ長時間の勤務や勤務場所までの長距離移動により負担が増大している状況や基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合がある状況等に鑑み、医療従事者の宿泊にかかる費用を助成することで、県内の医療提供体制の維持を図ることとしました。

制度内容

補助事業者

県内の新型コロナウイルス感染症患者の入院受け入れ・外来診療・検査を行う医療機関

補助対象経費

- ・補助事業者が契約等するホテル等の宿泊費用
- ・宿泊のために借り上げた施設の賃借費用

※ただし、一人当たり1泊9,800円を上限とします。

事業期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

提出書類

- ・交付申請書（請求書）（様式第1号）
- ・領収書の写しなど、対象経費の金額及び経費負担者（※補助事業者である医療機関）が分かる書類

問い合わせ先

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課

〒790-8570

松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2449